

大阪市告示第104号

大阪市立介護老人保健施設条例（令和6年大阪市条例第91号。以下「条例」という。）

第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年1月30日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

大阪市立弘済院管理課（経営企画グループ）

電話 06-6871-2298

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑

所在地 大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番街区

(2) 業務の範囲

ア 施設の運営業務

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）、同条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）、第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）等、条例第2条の目的を達成するために必要な事業の実施

イ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

① 建物を含む施設敷地内の維持保全業務

② 附属設備の維持保全業務

③ その他建物及び附属設備の良好な維持管理に必要な業務

ウ 関係機関との連絡調整に関する業務

大阪市における認知症施策の取組みを踏まえた関係機関・団体等との連携業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

条例第4条に基づき、施設の休館日は次のとおりとする。

(ア) 短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護に係る入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）の使用 無休

(イ) 入所者以外の者の使用 次に掲げる日（条例第16条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が開館日としてあらかじめ市長の承認を得た日を除く。）

・日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日

・12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

条例第5条に基づき、施設の供用時間は次のとおりとする。

(ア) 入所者の使用 午前0時から午後12時まで

(イ) 入所者以外の者の使用 午前9時から午後5時15分まで

ウ 利用料及び手数料

条例第11条及び第12条に基づく。

3 指定を行おうとする期間

令和9年5月1日から令和19年3月31日まで（9年11か月間）

4 申請資格

医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者（法第94条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号）において定める者）で、指定管理者指定申請書提出時点にお

いて、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること

- (1) 条例第19条の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く）。
- (7) 法人税、大阪市の法人市民税を（大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都特別区の場合は法人都民税））、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること。

5 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第20条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるものを指定管理予定者として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

- (1) 指定管理者指定申請書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）から同年 4 月 30 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

受付時間は午前 9 時 30 分から午後 0 時まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

イ 提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市立弘済院管理課（経営企画グループ及び施設整備グループ）

電話 06-6208-7907

ウ 提出方法

上記イ（提出場所）の窓口に直接提出すること

(2) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 指定管理者申請団体役員名簿
- ⑤ 役員の履歴書
- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 法人の登記事項証明書
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑨ 法人税等の申告書の写し
- ⑩ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑪ 法人等の印鑑証明書
- ⑫ 法人等の沿革や事業内容がわかるもの
- ⑬ 選定結果通知用封筒一式

⑭ 障がい者雇用状況報告書

⑮ 障がい者雇入れ計画書

⑯ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表、財産目録、勘定科目内訳書及び監査報告書の写し

⑰ 事業報告書

⑱ 法人等の事業計画書及び収支予算書

⑲ 大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑の管理運営に関する事業計画書

⑳ 大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑の管理運営に関する収支計画書、収支計画積算明細及び自主事業収支計画積算明細（自主事業を提案する場合）

㉑ 同種施設等の運営実績

㉒ 開設準備業務積算書

㉓ 開設準備業務計画書

6 欠格事項

条例第19条の規定に該当する法人等の指定申請は無効とする。

7 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

（福祉局弘済院管理課）